

議案第70・71号 説明資料

令和3年11月30日

大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

資料

改正概要 1

改正内容 1～2

新旧対照表

大磯町職員の給与に関する条例(第1条関係) 3

大磯町職員の給与に関する条例(第2条関係) 4

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第1条関係) 5

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第2条関係) 6

総務課

大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正概要

令和3年8月10日の人事院勧告を踏まえ、大磯町職員の期末手当の支給月数を見直すため、規定の改正を行うものです。

2 改正内容

(1) 大磯町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

ア 一般職の職員の期末手当の引下げ

(ア) 令和3年12月期の支給月数

0.15月分引下げ、1.125月（現行1.275月）に改定を行います。

(イ) 令和4年6月期以降の支給月数

6月及び12月の支給月数をそれぞれ1.20月に改定を行います。

(ウ) 対象職員：正規職員、任期付職員、会計年度任用職員

◆一般職の職員の支給月数

		6月	12月	計	合計
令和3年度	期末手当	1.275月 (支給済み)	1.125月 (現行1.275月)	2.40月 (現行2.55月)	4.30月 (現行4.45月)
	勤勉手当	0.95月 (支給済み)	0.95月 (改定なし)	1.90月 (改定なし)	
4年度以降	期末手当	1.20月	1.20月	2.40月	4.30月
	勤勉手当	0.95月	0.95月	1.90月	

イ 再任用職員の期末手当の引下げ

(ア) 令和3年12月期の支給月数

0.10月分引下げ、0.625月（現行0.725月）に改定を行います。

(イ) 令和4年6月期以降の支給月数

6月及び12月の支給月数をそれぞれ0.675月に改定を行います。

(ウ) 対象職員：再任用職員

◆再任用職員の支給月数

		6月	12月	計	合計
令和3年度	期末手当	0.725月 (支給済み)	0.625月 (現行0.725月)	1.35月 (現行1.45月)	2.25月 (現行2.35月)
	勤勉手当	0.450月 (支給済み)	0.450月 (改定なし)	0.90月 (改定なし)	
4年度以降	期末手当	0.675月	0.675月	1.35月	2.25月
	勤勉手当	0.450月	0.450月	0.90月	

(2) 大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

ア 期末手当の引下げ

(ア) 令和3年12月期の支給月数

0.10月分引下げ、1.575月（現行1.675月）に改定を行います。

(イ) 令和4年6月期以降の支給月数

6月及び12月の支給月数をそれぞれ1.625月に改定を行います。

(ウ) 対象職員：特定任期付職員 ※該当者なし

◆特定任期付職員の支給月数

		6月	12月	計
令和3年度	期末手当	1.675月 (改定なし)	1.575月 (現行1.675月)	3.25月 (現行3.35月)
4年度以降	期末手当	1.625月	1.625月	3.25月

(3) 施行期日

令和3年度分は、令和3年12月支給分から適用とし、令和4年度以降分は、令和4年4月1日から適用とします。

大磯町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第1条関係：公布日施行）

改正案	現行
<p>第1条～第15条の3 省略 （期末手当）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p>第16条の2～第21条 省略</p> <p><u>附 則</u> この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第15条の3 省略 （期末手当）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは、「<u>100分の72.5</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p>第16条の2～第21条 省略</p>
<p>別表1～別表3 省略</p>	<p>別表1～別表3 省略</p>

大磯町職員の給与に関する条例 新旧対照表（第2条関係：令和4年4月1日施行）

改正案	現行
<p>第1条～第15条の3 省略 （期末手当）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120.0</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120.0</u>」とあるのは、「<u>100分の67.5</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p>第16条の2～第21条 省略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第15条の3 省略 （期末手当）</p> <p>第16条 省略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の112.5</u>を乗じて得た額に基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは、「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～7 省略</p> <p>第16条の2～第21条 省略</p>
<p>別表1～別表3 省略</p>	<p>別表1～別表3 省略</p>

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表（第1条関係：公布日施行）

改正案	現行
<p>第1条～第7条 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第7条 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは「、勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の167.5</u>」とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第9条 省略</p>

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例 新旧対照表（第2条関係：令和4年4月1日施行）

改正案	現行
<p>第1条～第7条 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の120.0</u>」とあるのは「<u>100分の162.5</u>」とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第9条 省略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第7条 省略 （給与条例の適用除外等）</p> <p>第8条 省略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第2条、第15条の2第2項及び第16条第2項の規定の適用については、給与条例第2条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特定任期付職員業績手当」と、給与条例第15条の2第2項中「管理職手当を支給される職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、給与条例第16条第2項中「<u>100分の112.5</u>」とあるのは「<u>100分の157.5</u>」とする。</p> <p>3 省略</p> <p>第9条 省略</p>